

展示会、見本市等への出展を支援いたします

市内に事業所を有する中小企業者が海外や国内の見本市や展示会に出展する際の出展費用の一部を補助します。

対象者

- ① 日本標準産業分類の分類表のうち、以下の事業を主たる事業[※]として営む中小企業者で、市内に主たる事業所を有するもの

大分類 E(製造業)

大分類 G(情報通信業)のうち中分類 39(情報サービス業)

大分類 I(卸売業、小売業)のうち中分類 56(各種商品小売業)、中分類 57(織物・衣服・身の回り品小売業)、
中分類 58(飲食料品小売業)、中分類 59(機械器具小売業)、
中分類 60(その他の小売業)、中分類 61(無店舗小売業)

大分類 M(宿泊業、飲食サービス業)のうち中分類 76(飲食店)、中分類 77(持ち帰り・配達飲食サービス業)

- ② ①以外の中小企業者が上記表の事業を行う場合であって、受注及び販路開拓を促進、支援する必要があると市長が認めるもの
- ③ 4者以上の中小企業者で構成されるグループで、その事務局が市内にあるもの
ただし、グループを構成する中小企業者のうち2分の1以上が市内中小企業者であること

対象となる展示会、見本市等

- ① 官公庁等公的機関の主催、共催、後援又はこれに準ずるものであること
- ② ①に該当しない場合、受注及び販路開拓の機会として出展の効果が高いものであると市長が認めるものであること
- ③ 当該年度に開催されること
- ④ 市が補助をしている団体等が開催するものでないこと
(対象とならない展示会の例：諏訪圏工業メッセ)

申請期間

令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月15日まで

(予算がなくなり次第、受付を終了します。)

申請をされる場合は、展示会、見本市等が開催される2週間前までに申請書のご提出をお願いします。



※詳しい対象経費及び補助率等につきましては、裏面をご覧ください。

対象経費及び補助率

※ 同一の市内中小企業者及び企業グループに対する交付は、当該年度において2回までとなります。

対象経費※1	補助率	
(1)展示会、見本市等の出展 小間料	市内中小企 業	対象経費の2分の1以内（ <u>情報サービス業は3分の2以内</u> ）。ただし、国内展示会等には20万円（2回目の補助金の交付には10万円）、国外展示会は40万円（2回目の補助金の交付は20万円）を限度とする。※4 <u>オンラインによるものは対象経費10分の10以内</u> 。ただし、1事業者あたり10万円を限度とする。
(2)展示会、見本市等の出展 小間内装飾経費		
(3)展示会、見本市等の出展 物搬出入経費※2		
(4)その他出展に対する直接経費（印刷製本費、通訳代、海外展示会の出展者に係る渡航費など。展示する製品又は商品の試作、製造又は購入に係るものは除く。）※3	企業グループ	対象経費の2分の1以内（ <u>情報サービス業は3分の2以内</u> ）。ただし、40万円（当該年度における2回目の補助金の交付は20万円）を限度とする。※4

※1 消費税は除くものとします。

※2 自社運搬する場合は、出展物を乗せた自動車に係る国内の高速道路利用料に限ります。

※3 パンフレット等の印刷経費は、原則として展示会等の期間中に配布した分のみ補助対象となります。過剰な部数など事業期間以外の使用が見込まれる場合は補助対象外となります。

※4 1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

【注1】国内外の展示会出展計画が混在する場合

出展の順番により、以下のとおり補助金限度額が変わります。

- ① 1回目の出展（国内）限度額20万円 2回目の出展（国内）限度額10万円 合計30万円
- ② 1回目の出展（国外）限度額40万円 2回目の出展（国外）限度額20万円 合計60万円
- ③ 1回目の出展（国外）限度額40万円 2回目の出展（国内）限度額10万円 合計50万円
- ④ 1回目の出展（国内）限度額20万円 2回目の出展（国外）限度額20万円 合計40万円

【注2】官公庁等の関与のない展示会等の場合

様式第2号（茅野市受注開拓支援事業補助金事業計画書）において、官公庁等公的機関の関与（主催、共催、後援等）がない展示会等への出展の場合、当該展示会等が受注及び販路開拓の機会として出展効果が高いものであると認められる理由を記載してください。（市ホームページの様式記入例をご参照ください）

補助金の詳細や様式のダウンロードは、茅野市ホームページ（トップページ→行政の窓口→市政情報→補助金制度→補助金）をご参照ください。

補助対象や交付申請等に関するご相談・お問い合わせ等は、以下の担当までご連絡ください。

【担当】産業経済部 商工課 工業・産業振興係

Tel:72-2101(内線433) Fax:72-4255 Email:shoko@city.chino.lg.jp

